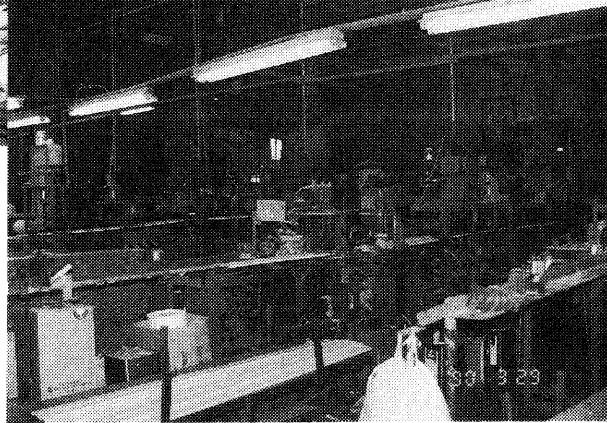
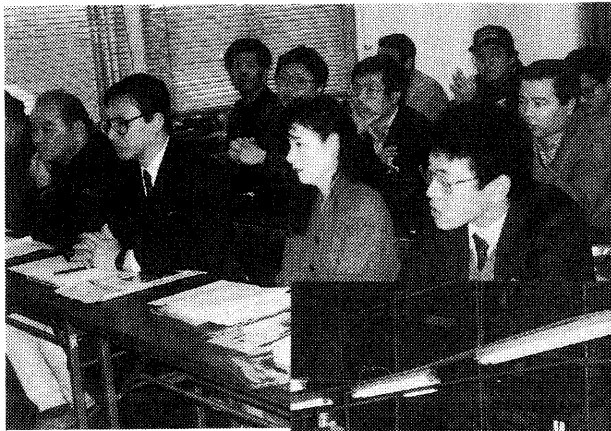


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1994. 2. 10発行(通巻第225号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

● 故京井博行さんの過労死に業務上認定……1

● RINK、
外国人医療問題で大阪府交渉……4

● 長崎じん肺訴訟で最高裁弁論……6

● 前線から(ニュース)……8

● (新連載)
快適な職場環境について考えよう①……12

表紙写真/故京井博行氏の働いていたT社工場・堺労基署交渉
1月の新聞記事から/19

故京井博行氏の過労死に労災認定

プラスチック成形工場で長時間夜間勤務に従事

(堺労基署)

一九九四年一月、仕事中に脳幹出血で亡くなった京井博行さんの遺族補償請求に対して、労災認定が下った。申請以来、実に三年目、亡くなってから七年目の決定である。

週七五時間労働・劣悪な労働環境

京井さんは、堺市内のプラスチック押出成型会社T社に一九六四年に入社、以来現場の中心的人物として、電気配線のプラスチックカバー等の製造に従事してきた。

図1にあるように、京井さんは月曜日から水曜日まで日勤し、木曜から土曜まで二日連続夜勤勤務が続く。しかも夜勤は翌日の昼すぎまで続き、夕方六時からはまだ夜勤勤務に就くという長時間勤務である。京井さんの平均的な週間勤務時間は七五時間(一)であった。彼はそれを十年以上続けてきた。

夜勤明けと入りの五時間のあいだ京井さんは、工場の更衣室の隅のソファで仮眠を取っていた(写真1)。人の出入りもあり、工場の騒音も聞こえる。それどころか機械の調子が悪くなること、彼が機械の整備にかりだされることもしばしばだった。とうてい休息とはいえるものではなかった。

繁忙期三連続夜勤のあと倒れる

T社では、九月から仕事が増え、十月頃は繁忙期に入る。納期に間に合わせるために京井さんは、土曜日さらにもう一回夜勤に入らなければならぬ

場合もでてくる。京井さんが亡くなった直前の十日間は、さまにそうした時

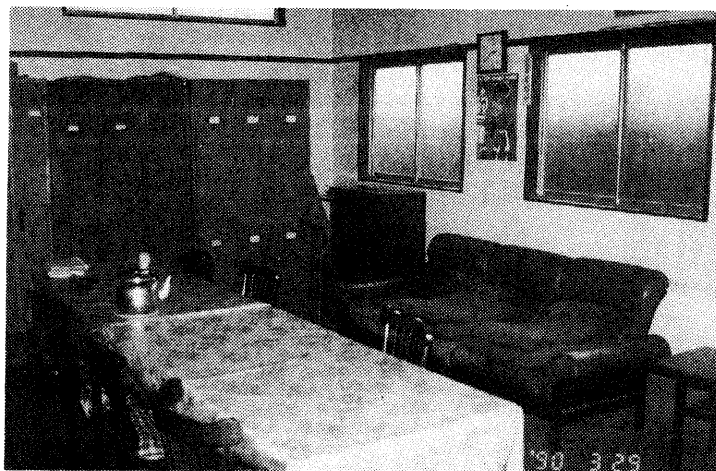


写真1 被災者が仮眠していた食堂兼更衣室

期であった。

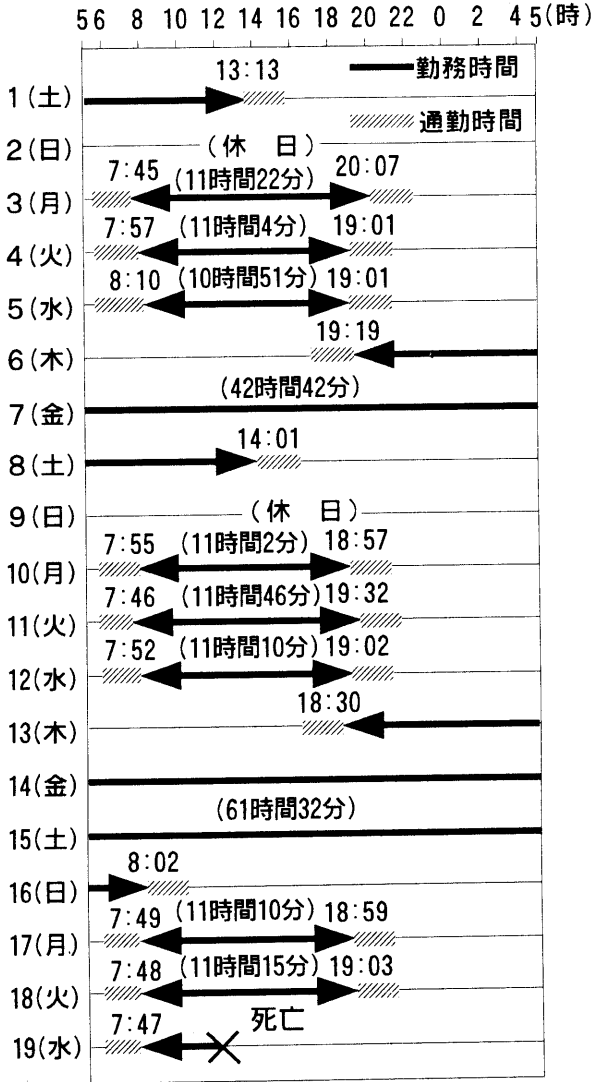
十月十日（月曜）から十二日まで日勤に出たあと京井さんは、木曜の夕方から夜勤に入り、日曜の朝まで三連続夜勤、仮眠時間を含めて六一時間連続勤務に就いた。しかも土曜の夜勤は、彼が一人だけで十五台の成型機の操業に当たらねばならなかった。

結局京井さんは、三日連続夜勤を含む週九五時間の労働に従事

し、休日を取ることなく再び月曜の朝を迎えなければならなかった。そして、日勤の最後の日の水曜（十九日）の朝、ついに京井さんは職場で脳幹出血を発生し、帰らぬ人となった。

労基署交渉　そして認定へ

図1 京井氏の1988年10月の勤務時間



京井さんを亡くした夫人は知人から「過労死として労災申請をすべき。」とのアドバイスを受け、彼からの紹介で堺市議（当時）の長谷川俊英氏、大阪共同事務所の金子、秋田弁護士と出会った。安全センターは、当初よりの支援メンバーからの要請を受ける形で、認定闘争に関わった。

長時間の不規則交代制勤務の実態は当然とことながら、監督署とのやりとりで、争点となったのは、三六協定もなく、健診も実施されていなかったT社の実態だった。労働行政の担当官は、広く労働実態を把握して認定業務を行うのでなく、単なる保険給付の要件を満たしている

かどうかしか見ない傾向がいよいよ強まっている。京井さんの事案においても、労働法違反の実態やそれを見過ごしてきた労基署の不十分さを見る視点がすっぽり抜けていた。

九〇年十月、安全センターが会員の参加を得て行った労基署との交渉の場においてわれわれは、法違反の事実と労基署の不十分点の認識に基づいて認定実務に当たるよう主張した。

それからなお二年。秋田弁護士との二人三脚でようやく遺族の思いに込められる結論を得ることができた。

労基法に立ち返った議論を

過労死の場合にはっきり見られるように、通達として出される「認定基準」の適用が徹底するにつれて、労災認定が労働行政全体からどんどん切り捨てられていく現実がある。それとともに、医学的な因果関係の立証の比重が、不自然に増していく。

しかし、過労死のような場合、業務

と発症との因果関係を断定することなど不可能である。むしろ全ての労働法の基本法たる労基法が遵守され、労働者がその保護の下で働いているかどうかという視点から労災や職業病をとらえていく必要があるのではないか。経済企画庁ですら同種の論調の議論を唱えだしている。

京井さんは、発注下のナショナル住宅の厳しい納期の管理の下、製品の付加価値が低いため、まさに身を削って長時間労働に身を投じてきた。

「認定基準」の中に、こうした現実を変えていく契機がなにかぎり、労災保険制度は、労働行政の敗北の戦後処理以上の意味を持たなくなるのではないだろうか。

最後に、労基署交渉に参加していただいた会員のみならず、意見書の執筆を快諾していただいた西淀病院の中塚先

生、京井さんの解剖にあたった奈良医大の下村先生にこの場をかりてお礼を申し上げます。

水曜日の朝、三重県名張市の自宅を出がけに、夫は肩がこったまろな身ぶりをして「体がえらい」ともらした。電車を三回乗り換え、二時間以上かかる大阪府堺市の勤務先に着いて間もなく、ソファで寝込んでいるのを同僚がみつめた。病院に運んだが意識は戻らなかった。一月前に四十歳になったばかりだった。

それから五年余、脳脊出血による夫の死は「過労死」だったとする妻の遺言の労災申請が認められ、堺市労基署から今月半ばに遺族補償年金の支給決定通知が届いた。

家電下請けのプラスチック部品工場で、夫は二十四時間稼働する製造ラインについていた。勤務は三交代制。月火水は昼勤、木曜日は夕方出勤して土曜日から日曜日の朝まで泊まり込む。倒れる直前の週末は、六十一時間半に及ぶ連続夜勤をこなしていた。

高校を中退し、親族を中心で営まれる小さな工場に就職した夫は、一戸建てのマイホームに執着した。住宅ローン、往復五時間の

通勤5時間の「過労死」認定

電車通勤と引き換えに、まろやく広さ二百平方メートルの「夢」をかなえた。亡くなる七年前だった。帰宅するといつも「大阪とは空気が違う」と満ち足りた顔をみせた。

仕事の疲労に加え、通勤が大きな負担だったことが想像できる。しかし、労災認定にあたっては、通勤時間の長さは「個人的な事情」として考慮されない。

労働省の認定基準は、倒れる直前一週間の労働実態を重視している。この夫のように、同じような勤務を長期間続け、疲労を蓄積したケースはこれまで「過労死」と認められにくかった。

申請が認められたことで、支援グループは「認定の問口を広げる役に立ったのでは」と期待する。保険の外交員をして二人の子を育てる妻は「一天の仕事熱心が認められた」と思うことになっている。遺言はいまも白木の箱に納め、自宅に安置してある。「これでお墓をつくれる」といふ。(博)

社会部 06(231)4649

大阪府に前向き姿勢見られず

RINK、昨年に続き外国人医療問題で 府交渉（1/12）

■絶えない外国人の医療費問題

公的保険、生活保護からも排除

いわゆる非定住外国人が医療費を支払えずに困るケースが後を絶たない。入管法違反だからと、公的健康保険にも入れず、生活保護による医療扶助もないことが原因だ。

こうした事態の改善を求めて、RINKは去る一月二日、滞日外国人への医療保障に関して、大阪府との交渉を行った。府は企画調整部国際室をはじめ関係諸部局が、RINK側は金築事務局次長や病院のソーシャルワーカーらが出席した。

■行旅法と予算上乗せも利用実績なし

求められる府独自の対策

行き倒れであれば、滞在資格等によらず適用されるとあり、当面の対策として、多少の期待もされた「行旅病人及び死亡人取扱法」。行き倒れの「死亡人」には従来から予算措置されていたが、今年度は「病人」にも三六〇万円を計上。しかし、これまで福祉事務所等から府への相談段階で、行き倒れの条件を満たさないと判断されたものが数件あるだけで、結局適用実績はなし。具体的な救済に結びついていないわけだ。

行旅法の運用の実態を明らかにさ

せ、この制度の活用を進めるとともに、一方でより多くの外国人を対象とする府独自の対策が求められるところだ。

■大阪府だけで対策を取ると

外国人が集中する？

非定住外国人の医療機関での未収金対策を、国に要望しているが、府独自の対策を取る考えはないという。しかも、「大阪府だけでそういう対策を取ると、府外からも外国人が集中するのではないか？」などという発言が府側から出るに至っては、参加者から、「実際に健康をわずらっている外国人に対し、枠に当てはまらないからただでは済まない！」と怒りがぶつけられた。ソーシャルワーカーからは、救急で来られれば受け入れざるを得ないのが現実であり、今のままでは、「外国人の患者は困る」ということにもなりかねないので、一刻も早く医療費の対策を講じてほしいとの意見が述べられ

すべての外国人労働者とその家族の医療保障 に関する申し入れ（要旨）

- ・外国人の公的な健康保険への加入を可能にすること
- ・生活保護適用（準用）を復活すること
- ・「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の行旅病人を対象とする予算額、運用基準、現在までの申請ならびに認定状況を明らかにすること
- ・いわゆる非定住外国人に対して生活保護が適用（準用）されない状況に対して、大阪府独自の（医療費）対策をとること
- ・児童福祉法に定められた入院助産制度の申請に際し、オーバーステイを理由としてその利用を認めない例があると聞かすが、その合理的理由は？
- ・外国人の医療機関利用に対し、通訳の派遣など体制を整備すること。

た。
その他にも府の回答には全般的に前向きな姿勢が見られず、外国人の医療保障は国レベルで解決すべき問題であるとして、責任逃れに終始した。
今回の交渉では、一向に事態を改善しようとしないう大阪府の姿勢を改めて

思い知った。しかし、今後もRINKとしては、ネットワークを生かした個別救済活動を進めると同時に、合法・超過滞在問わず外国人に医療を保障する具体的な提案に向けた活動、成果につなげていきたい。

推薦図書

いのちの差別

外国人労働者の労災・医療

五島正則 古谷杉郎 著

発行.日本社会党機関紙局
社会新書 定価750円

外国人労働者の労災白書 1992年版

—深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性—

全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行.海風書房 発売.現代書館

※お申込は、関西労働者安全センターまでどうぞ。（送料別） 定価1030円

許されぬ時効切り捨て

長崎じん肺訴訟で最高裁弁論開かれる

昨年一月三〇日、長崎じん肺訴訟の最高裁（第三小法廷・可部恒男裁判長）弁論が開かれた。この裁判の争点は、炭鉱労働者に発生したじん肺の民事損害賠償請求について、消滅事項の起算点をどう考えるか、損害賠償額をどう算定するかというものであった（本誌一一・一二月合併号記事参照）。

粉じん作業から離れて長い年月を経過してから発病し、内臓疾患であり被害の程度を推し量りにくいというじん肺の特徴からこうした争点が生じてきたものであり、この裁判の結論は、他の全国の各裁判所で係属中のじん肺訴訟に大きな影響を与えるものといっ

じん肺を隠した企業の責任が
時効で消えるのか

一月三〇日の最高裁での弁論では、同訴訟弁護団の七人の弁護士が九〇分の弁論を行った。まず時効の争点については、一審の長崎地裁、二審の福岡高裁のいずれも時効を理由に敗訴を言い渡された原告の事例を紹介し、時効を理由に救済されないことが著しく不合理なものとなることを具体的に証明した。弁論で展開された事例は次のようなものである。

一九三〇年（昭和五年）生まれで、じん肺による死亡時の一九六五年で三五歳。一九四八年（昭和二十三年）から八年半を坑内掘進夫として、その後三年間を坑内保安助手として働く。二七歳で結婚、二人の子供に恵まれたが、三年後には「結核」と診断され入院。まもなく勤めていた炭鉱は閉山、病院を転々としたが病状は悪化の一途をた

どった。長崎大病院で「じん肺」との診断を受けたのは死亡するわずか三カ月前のことで、管理区分四の決定を受けたのは死亡後のことだった。原告である妻は、七歳の長男と五歳の長女をかかえ、わずかな労災保険の一時金以外に何一つ補償を受けることなく生活せねばならなかった。最初「結核」とだけ診断した病院は、被告の日鉄鉱業の経営する病院で、その当時撮影されたレントゲン写真でさえ、重症のじん肺であることが明らかであったという。つまり、被告会社は故意に隠したのである。

また、別の原告は昭和三二年一月に「けい肺症度一」の行政決定を受けた。しかし、この時の原告には何らの自覚症状もなく、会社からの通知にも「けい肺症度一・罹患なし」と書かれていた。そのためよもや病気だとは思わず三七年の退職まで坑内作業に従事していたのである。その最初の行政決定を受けた約二〇年後の昭和五三年一月になって最重症の「管理四」との決定

を受けた。

この二つの例はそれぞれ下級審で時効による敗訴が言い渡されている。前者は死亡後に管理区分決定を受けたとき、後者は行政決定をうけた時を時効の起算点とするため、提訴時すでに十年が経過しているため安全配慮義務違反の債務不履行は問えないというわけである。

弁護団はこうした個別的検討による原判決の問題点を次の五点にまとめた。

- ① 損害が確定しないうちに時効の進行を認めたこと
 - ② 被害の進行・拡大中に時効の進行を認めたこと
 - ③ 自覚症状もない軽症度の行政決定時から時効の進行を認めたこと
 - ④ 債務不履行、加害行為の継続中に時効の進行を認めたこと
 - ⑤ 損害にランク付けをしながら、初めの行政決定時から全損害について時効の進行を認めたこと
- そして、原告らは決して権利のうえ

に眠っていたものではないとし、「弁護団から説明がなされるまでは『この訴訟』の『この原告ら』にとつて、現実には訴訟に踏み切ることはできなかつた」と結論付けた。

また、被告会社が巧妙なじん肺隠しを行ってきた事実をあげ、時効の援用は権利の濫用であるとした。

被害に見合った賠償を

損害賠償額の争点については、重症の管理区分四の原告三人と管理三、二の原告二人の事例を紹介し、管理四が一二〇〇万円、管理三が六〇〇万円、管理二は三〇〇万円という低額判決の不合理を証明した。さらに他のじん肺訴訟判決の認容額がはるかに高額になっていることを主張した。この訴訟と被告が同じである日鉄松尾じん肺訴訟で東京高裁は、慰謝料だけで一四〇〇〜一六〇〇万円、逸失利益を加えて一九〇〇〜二七〇〇万円の損害額を認定し、大型炭鉱じん肺訴訟である常磐じ

ん肺訴訟の控訴審で仙台高裁は、職権で二〇〇〇〜一〇〇〇万円の和解案を示し、和解を成立させている。

また、日鉄鉱業自身が労働組合と協定した企業内補償でさえ、じん肺に罹患して死亡した場合が二三〇〇万円、最低の管理二の合併症患者に九四六万円と、下級審の判決より高額になっていることも指摘し、どれほど下級審判決が異常なものであるかを明らかにした。

長崎じん肺訴訟は、提訴以来すでに一五年が経過し、その間に死亡し訴訟を遺族に引き継いだじん肺患者も多数にのぼる。最高裁判決は二月二二日に言い渡される。じん肺という病気の特徴につけ込み、患者とその家族の生存権をかえりみず、あくなき利潤追求に明け暮れた“加害企業”の更なる権利濫用を許さぬ結果を望みたい。判決内容が期待されるところである。

前線から

経営も軌道に

菜の花診療所

東南 地域に根ざした活動展開へ 第二回菜の花会総会開かれる

一月二九日、生野区民センターで菜の花会第二回総会が開催された。

冒頭に会長

の山中さんより、医療に関しては素人の集団が経営に参加していくことの苦労もあつたが、この一年間はまず経営を軌道に乗せ、地域に定着させることを目標にし、スタッフのがんばりで何とかやってきたとの挨拶を受けた。

その後、一年目の活動総括と二年目の方針などを議論した。昨年一二月に移行した医薬分業（診療所では処方箋を出し、薬局で薬を出す）に関して、患者にとつての不便さ、経済的負担増などの欠点が指摘されたが、基本的には医療内容を公開し、患者自身に判断材料をより多く提供していく等、参加する医療の実現に向けて、そして診療所の経営上の選択でもあると説明され、議論がまとめられた。

今後の課題として、労災

職業病問題への取り組みの積極化、地域における総合的な保健医療・福祉のニーズ把握、地域の諸団体との連携の拡大の中で、医療に関するビジョンを明確化させ、活動の充実を図ること

が確認された。出席者からも、例えば、デイケアサービスマ構想を菜の花会として具体化させていきたいなど、積極的な意見も出されており、こうした多様な意見を踏まえつつ、地域に根を張った活動の一翼を、菜の花診療所が担うことが求められているといえる。

松原 循環器疾患の原因は業務と関係なし 阪大教授が証言

福山過労死公務災害訴訟

一月三一日、大阪地裁で教員のクモ膜下出血による死亡の公務上外を争う福山公炎訴訟の法廷が開かれた。

この日証言に立ったのは、

地公災基金大阪府支部申請の証人である柳原大阪大学医学部神経内科教授であつた。柳原教授は、その証言で

緒論文を引用し、クモ膜下

出血が労作を原因として発生するものではないとの見解を明らかにした。しかし

一方で大きな動脈瘤のある人がさうとう瞬間的な強い動作をしたときには破裂の原因にはなるだろうとの見解もしめした。そして、証言の最後に、労働省の脳・血管疾患の労災認定基準にふれ、自らの見解としては一週間の過重負荷というような原因を医学的に証明した文献は知らないと、基準自体に対する否定的評価も表明した。

結局柳原教授の証言は、純医学的見地から発症原因は不明であることを明らかにしたので、いわゆる業務上外の判断を下すという土俵外の証言であったとも

言える。

この法廷で証人調べはひと通り終了し、最終準備書面の提出で結審を迎えるこ

とになる。被災者の当時の同僚、生徒とその父母など公務上災害認定を求める署名を初め、支援の運動は裁

判の終盤を迎えますます広がりを見せている。

アジア フィジーの缶詰工場で労災多発 労働条件改善へ働きかけを

南太平洋の小さな島国フィジーに滞在し、国際交流の活動を行っている雀部（ささべ）真理さんが、滞在一年を終え一時帰国し、報告活動を行っている。

雀部さんは、フィジーにおける日本企業の系列の缶詰工場で若年の女子労働者が厳しい労働条件のもとで働いており、労災事故が多発していることを問題視。

会社側と交渉を重ね、労働

条件の改善に取り組んできた。そこで三月からの再度のフィジー行きに備え、労災事故防止のためにどのような対策が考えられるのか、労災補償をどうするかなどについてヒントを得るべく安全センター事務局に

来所。
フィジーの缶詰工場に勤める女子労働者は、早朝力

又ーとトラックで出勤し、

手作業による作業を続ける。労働条件が劣悪なため労働者を疲弊させ、欠勤率も高く、毎月一〇〜二〇人が退職するという。そうした状態に対し地元の不満も大きい。しかし、そうした問題が未だ表立ったものになつてさえいないのが実態であるという。安全センターでも出来るかぎりの情報による協力をし、今後の雀部さんの活動に期待したい。

東南 合理化進む郵便職場で

東南労災職業病交流会

一月二六日、平野区役所

で東南労災交流会の世話人会が開催され、全通阿倍野の沓掛さんから郵便職場の報告がなされた。

郵便職場では、従来多くの人手に頼っていた区分け作業に自動読み取り機を導入するなど、この間、全般に合理化が進められている。

ただし、交通事故や配達先の犬に噛まれるなど公務災害が比較的多発している配達業務だけは、機械で置き換えることは容易でない

とのこと。

勤務時間帯は、朝六時から「早出」から、三〇分刻みで時間帯をずらしたおよそ一〇種類のシフトがあり、例えば、夜勤の次に日勤が続くと身体的な負担は大いという。また、およそ午後三時半から翌日午前九時までの「新夜勤」制度も、多くの反対を受けながらも、当局によつて昨年から導入されている。ただし、健康上の配慮から、新夜勤は一人につき四週間のうち五回までと労使間で取り決

めが交わされている。

その他、貯金・保険の関係では、課せられるノルマによるストレスが問題になっていると指摘した。

従来の、外務（配達）職員のパイク運転による振動

病や、郵便物を移動する際

の腰痛の多発などの問題も、機械の導入など各種の改良のために減っているといい、郵便職場における問題点も様変わりしているようだ。

大阪 ストップ！ 女性の保護規制緩和

女子労働基準規制緩和反対で集会

二月四日大阪市北区のP LP会館で、「ストップ！女性の保護規定緩和」と題した討論集会が開かれた。

この集会は、関西女の労働問題研究会と大阪労働者弁護団の共催によるもので、一月二四日に労働省が婦人少年問題審議会に諮問した、

男女雇用機会均等法の指針と労働基準法的女子労働基準規則の改正案に照準を合わせたものである。

改正の主な内容は、①男女別枠採用の廃止や、入社後の配置・昇進についても不利にならないことを指針に明記する、②女子労働基

準規則のうち非工業的分野の時間外労働の範囲を四週二四時間以内から二六時間以内にまで広げる、③時間外労働等の制限解除業務に并理士、社会保険労務士を加え、飛行場の旅客取り扱い業務等を深夜業禁止の例外とするなどとなっており、労働省ではこの四月一日実施を目指しているという。

指針はあくまで企業の努力義務であり、罰則付きでという女性労働者の声に答えるものとなっており、女子労働基準規則緩和は猶予措置だらけとはいえないこの四月から実施される週四〇時間労働時間制の流れに逆行するものとなっている。

この日の集会では名古屋立女子短期大学教授の柴

山恵美子教授が講演し、「長時間労働の実態が過労死をうみ、男女の心身の健康の

視点からも許せない。むしろ女性の保護規定を外すのではなく、男性の労働条件を

この基準に近づけるべき」とヨーロッパ諸国の例を紹介しながら提起した。

大阪 韓国からの出稼ぎ労働者の 労災事故で損害賠償請求

にセンターを訪ねたものである。元請け建設会社に対し現在請求を行い、交渉を開始したところである。

韓国から一昨年に観光ビザで来日し、日雇労働者として建設現場の作業に従事して労災事故にあったYさんは、このほど治療を終え会社を相手に損害賠償の請求を行うことにした。

イブが落下、頭部挫傷の重症を負い、入院した。一年の療養の後、医師がまだ療養したほうがよいと勧めたが、早期の帰国を望んだため、症状固定とし障害十二級の決定を受けた。

Yさんは奈良市内のビル新築工事現場の足場を解体する作業で、足場のクレーン移動の際、指示通り揺れ防止のため足場下部を抑えていたところ、上から鉄パ

しかし、Yさんに労災事故発生についての過失は全く考えられず、症状固定とはいえ頭頸部の痛みや視力の乱れはおさまっていないため、損害賠償請求の相談

快適な職場環境について考えよう ①

熊谷信二（大阪府立公衆衛生研究所 労働衛生部）

1 はじめに

A 快適職場指針について

一九九二年に労働安全衛生法の改定が行われ、第七章の二「快適な職場環境の形成のための措置」が新設され、第七二条の二「事業者の講ずる措置」、第七一条の三「快適な職場環境形成のための指針の公表」、第七一条の三「国の援助」の三つの条文が加えられました。これにともない労働省告示第五九号「快適な職場環境形成のための指針（以下、快適職場指針）」が公表されています。労働省では、この指針の公表の背景を以下のように説明しています。

ひとつは、技術革新による職場の変化や企業活動の国際化などにより、労働環境、作業態様が変化し、職場では疲労やストレスを感じている労働者が増えていることです。二つ目は、国民の意識において、心の豊かさを重視する人の割合が物の豊かさを重視する人の割合を大きく上回ってきていることです。三つ目は、高齢労働者や女子労働者の割合が増加しており、これまでの職場環境の改善が求められていることです。四つ目は、これまでの労働安全衛生対策が、危険または有害な因子の排除を中心としていたわけですが、これからはより積極的な対応が求められているとする考え方です。

快適職場指針では、快適な職場環境を、「1 作業環境の管理」「2 作業方法の改善」「3 疲労回復のための

施設・設備の設置・整備」「4 洗面所、トイレなどの維持管理」の四つの項目に分けて説明しています。この中で特に「作業環境の管理」と「作業方法の改善」について以下で考えてみます。ただし、これは快適職場指針の内容の説明ではありませんので注意してください。

B 快適とは

さて、快適な職場環境とはいかなる環境でしょうか。「快適な」というのは人間の感覚です。したがって、各人が「快適だと感じる環境」がすなわち快適な職場環境なのです。あたりまえのことですが、重要なことは、快適さを定義する数値が先にあるわけではないということです。

例えば、夏、冷房により作業場を二四°Cに調整したとします。一般に二四°Cというのは人間にとって快適な温度ゾーンなのですが、感じ方は人によって異なります。この温度で快適だと感じる人にとっては、二四°Cは快適な環境なのですが、中には寒いと感じる人もいます。この場合、二四°Cは快適な環境とは言えないのです。つまり、快適な職場環境とは人によって異なるわけです。このため厳密に数値で定義することはできません。この点をまず頭に置いておく必要があります。

快適職場指針でも、例えば「作業の態様、季節などに応じて温度、湿度などの温熱条件を適切な状態に保つこと」というように抽象的な表現となっています。この指針に関連して出された通達では、より具体的な表現になっていますが、基準を数値で示すことはしていません。数値化してしまうと、快適感の個人差に対応できないし、また職場改善活動への労働者の自主性が発揮できないということ、数値化し

ない方がよいとする考え方もあるでしょう。

しかしながら、快適な職場環境を創ろうとしますと、目標とする数値がないと改善の方向が明確になりません。さらには具体的な職場改善計画を立てる場合や新規に建物を建設する場合にはどうしても数値が必要となってきます。

結局のところ、そのような数値は大多数の人にとって快適である職場環境を示すということになるわけです。以下で説明する快適な職場環境に関する数値というのは、実験的にいろいろな環境を作って多くの人に評価してもらったり、あるいは実際に人々が働いている事務所や工場などで現状の環境を働いている人自身に評価してもらったりして決定したものです。

このように多数の人々によって快適であると評価された数値ですから非常に有用なものです。快適感には個人差がありますから、この数値の示す環境でも快適と感じない人もいるわけ

です。そのような場合、その人がかわっていることと結論することは避けなければなりません。あくまでも「快適さ」とは人間が感じるものだということを忘れないで下さい。

2 視環境

A 照度と輝度

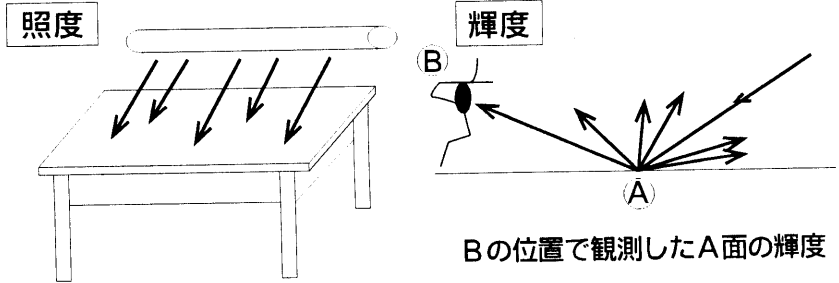
「良い視環境」というのは「見やすい」あるいは「目が疲れにくい」環境のことです。視環境として一番重要なものは「明るさ」です。明るさを表わす尺度として「照度」と「輝度」があります。

まず「照度」について説明します。図1を見てください。例えば机の上の照度というのは、机の面に当たる光の量をさしています。単位はlx(ルクス)を使います。100lxとか、1000lxとか聞いたことがあるでしょう。

「照度」が面に当たる光の量をさしているのに対して、「輝度」はその面から

発している光の量を示しています。面から発する光といいますが、VDT画面のように自身が発光している場合と、机の面のように外部から当たった光を反射している場合の二種類があり

図1



1 m²の面に入る光の量=照度：ルクス (lx)

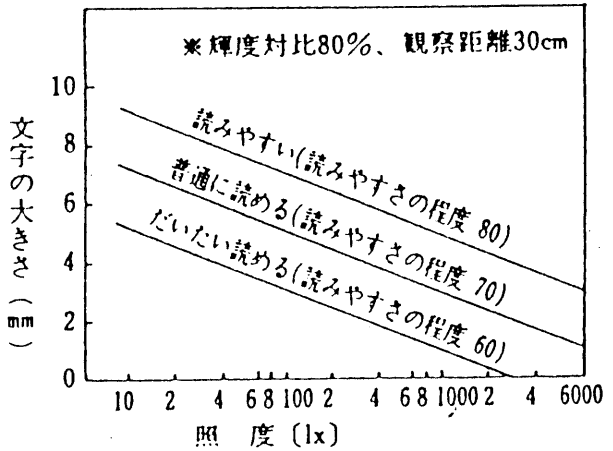
Bの位置で観測したA面の輝度

ます。どちらも輝度で表わします。図1に示すように、机の面の輝度とは机に当たった光が観察する方向に反射する光の量ですから、机の面の性状や色によって輝度は異なりますし、また書類が置いてあれば当然変化します。実際に仕事をしていて見るのは反射してきた光ですから、快適感にとって輝度は重要な要素ですが、作業面の性状によって大きく異なるため制御しにくいものです。このため、一般には視環境の適切さには照度がいわれます。ただし、VDT作業のような場合には、見やすさの点から画面上の輝度が重要ですし、また簡単に調整ができるので制御することが必要です。

B 作業のために必要な照度

照度が低くても大きな文字は見えます

図2 照度と文字の大きさと読みやすさの関係



印東・河合1965 (出典：National Lighting Manual)

文字の大きさ (mm)

ですが、小さな文字や細かい線などが明確に見えなくなります。図2を見てください。横軸が照度、縦軸が文字の大きさです。中に直線が引いてあります。例えば「普通に読める」という直線を見てください。この直線は「普通に読める文字の大きさと明るさ」の関係を示しています。三ツの文字であれば、普通に読めるためには一〇〇〇lx以上必要ということになります。同じ三ツ

表1 事務所衛生基準則および労働安全衛生規則に定められた照度基準

精密な作業	300ルクス以上とすること
普通の作業	150ルクス以上とすること
粗な作業	70ルクス以上とすること

- (注) a. 照度は作業面照度である。
 b. 明暗の対照を少なくすること (局部照明使用時は全般照明が1/10以上となるようにすること。
 c. まぶしさを少なくすること (光源と目を結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい)。
 d. 照明設備の点検を6ヶ月以内に一回以上行なうこと。

表2 場所別、作業別の必要照度

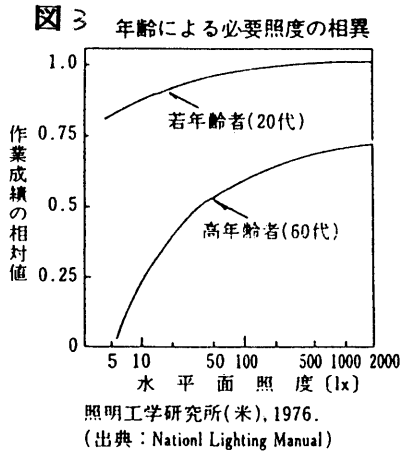
作業区分	作業内容	室の種類	照度 (lx)
A	(a) 細かい視作業	事務室 ^(a) 営業室	1000
	(b) 通常の視作業	事務室 ^(b) 印刷室	500
B	役員室などでの執務・会議・面談・応接 来訪者の受付 [■] ・応対	役員室	500
		応接室・重要会議室	500
		会議室	500
		待合室・集會室	300
		受付	500
		玄関ホール (昼) " (夜)	1000 300
エレベータホール	300		
C	設計 [■] ・製図 [■] タイピング キーパンチング	設計室、製図室	1000
			1000
			1000
C	ワードプロセッサ・コンピュータなどの端末器の操作 [■] 計器盤の監視・操作 [■] 電話交換 多人数を対象とした講演	電子計算機室 事務室 ^(b)	500
		制御室	500
		電話交換室	500
		講堂	200
D		診察室	500
		食堂	300
		調理室、娛樂室、修養室、守衛室	300
		エレベータ	200
		電気室・機械室	200
		書庫、金庫室、雑作業室	200
		廊下、階段	100
		洗い場、湯沸場、浴室、洗面所、便所	100
		喫茶室	100
		休養室、宿直室、更衣室	100
		玄関(車寄せ)、倉庫	100
		屋内非常階段	50

(注) *印を付したものは、局部照明でこの照度を与えてもよい。
 資料：照明学会「事務所照明基準」(1983)

の文字でも、「だいたい読める」程度でよければ一〇〇lxでよく、また「読みやすい」ためには六〇〇lxも必要となります。実際に仕事をする上では三

り程度の文字が「普通に読める」必要があります。そうすると照度は一〇〇lx以上ということになります。そこで、現在、法的に定められてい

る作業面照度の基準について見てみましょう。表1は事務所衛生基準規則に定められたものです。たとえば、普通の作業は一五〇lxとなっています。し



かしながら、図2を見てもわかるように、一五〇lxでは文字が五ミリ以上でないとい普通に読めません。「読みやすい」となると七ミリ以上必要です。一般に書類の文字はだいたい三ミリ程度ですから、この基準では快適感どころか、作業をする上でも不都合が起こってきます。したがって、この事務所則の照度基準は最低基準としても不適切です。実際、日本の事務職場でこの基準を満たしていないようなところは少ないでしょう。その意味でもすでに過去の基準と考えるべきです。

必要照度については、照明学会が定めたものが適切だと思われます（表2）。通常の視作業では五〇〇lx、細かい視作業では一〇〇〇lxが定められています。その他にもさまざまな作業について示されているので自分の職場に当てはめてみて下さい。

必要な照度は、年齢によっても異なります。図3は二〇歳代と六〇歳代の労働者の比較を示しています。二〇歳代では照度が低下しても、作業成績はそれほど低下しませんが、六〇歳代では急激に低下することがわかります。今後、高齢労働者の割合が上昇することを考えれば、この点は重要です。

C 快適な照度

作業に必要な照度はだいたいわかりました。それでは、「快適な照度」とはどの程度でしょうか。図4を見てください。横軸が作業面の照度、縦軸が適切性の評価値です。この評価値は多くの人々に評価してもらった値です。五

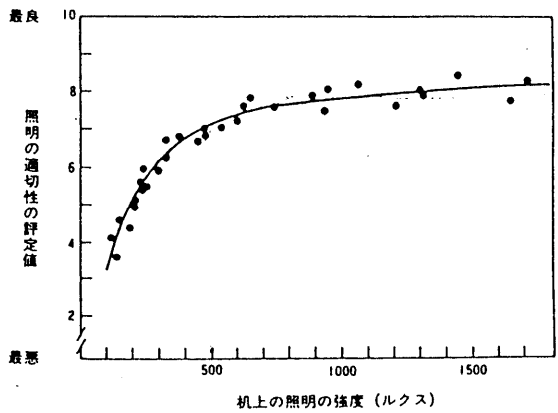


図4 照度の関数としての照明の適切性の評定値(3)

〇〇lxで評価値が7ぐらいですが、さらに明るくすると評価値が上がっていきます。そして、一〇〇〇lxになると評価値が8程度となり、それ以上は大きな上昇が見られなくなっています。そうしたことから、快適感ということでは一〇〇〇lx程度がいいのではないかと考えられます。

D 周囲の照度とのバランス

作業面照度が1000lxを超えてさらに明るくなると、評価値もさらに上がっていきます(図4)。また、モデル実験を行った例では、作業面照度が2000lx程度までは作業能率も上がっていきます。しかし、あまり作業面を明るくすると周辺の明るさとの差が問題となり、逆に不快感を生じさせます。つまり、視環境を考える場合、第一に重要なことは作業面の照度ですが、それだけでは快適感を得られず、周辺の照度とのバランスが重要となってくるわけです。これは人間の目の調節能力と関係しています。目は明るさに応じて瞳孔を閉じたり開いたりして入ってくる光の量を調整していますが、視野の中に明るい所と暗い所が同時にあるとうまく調整できず、目が非常に疲れるのです。

図5を見てください。これはイギリスの学会の推奨値です。作業面照度を1・0として、床、天井、壁の適切な照度を示しています。また、材質の反射率も規定しています。これを満足す

図5 部屋の各面の反射率および相対照度の推奨値(英国IES, 1977)

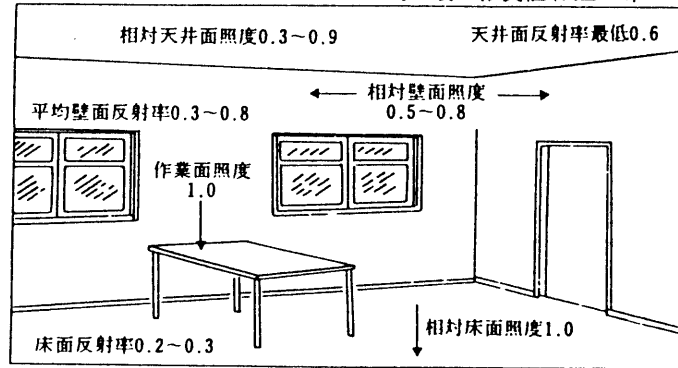


図6

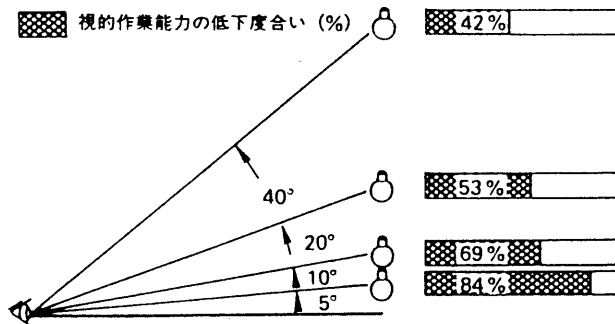


図152. 視的作業能力に及ぼすグレアの影響

グレアがないときの作業能力を基準に、低下の度合いを%で示す。光源が視軸に近づくに連れ、視的作業能力は低下する。LuckieshとMoss(1969)による。

るのは至難のわざですが、一歩でもこの方向に向かって改善していくことが重要です。

E グレアについて

さて、視環境の最後の問題はグレア

です。グレアというのは「まぶしさ」のことです。夜間に自動車のヘッドライトが目に入るとまぶしいため周囲が見えなくなります。このことを言っているわけです。図6を見てください。グレアが作業能力に及ぼす影響を調べたものです。水平な線が目で見ている

方向、すなわち視線を表わしています。

仮に視線よりも五度上にライトがあると作業能力は八四％も低下することを示しています。ライトの位置が四〇度であれば作業能力の低下は四二％ですみます。そこでグレア対策が必要となります。簡単なものを図7、8、9に示しました。ここでは照明器具について考えていますが、窓から入ってくる光もグレア源となるので、机の配置を考慮する必要があります。

以上、作業面照度、周辺とのバランス、そしてグレア対策の三つについて考えてきましたが、快適感としては照明光源の光色や演色性（対象物がどれくらい自然に見えるかを表わす指標）なども関連しています。（続く）

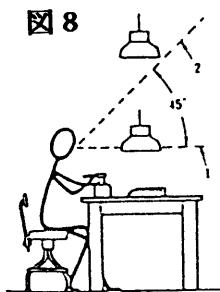


図5-4-9 補助照明によるグレアを避けるため、器具の位置は1の位置より下か、2の位置より上に設置する

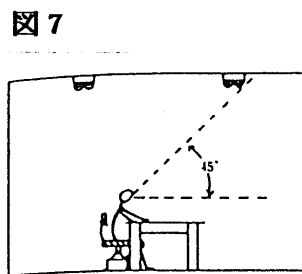


図5-4-8 天井照明器具はグレアを避けるため目の水平面より45°以上離れた位置とする

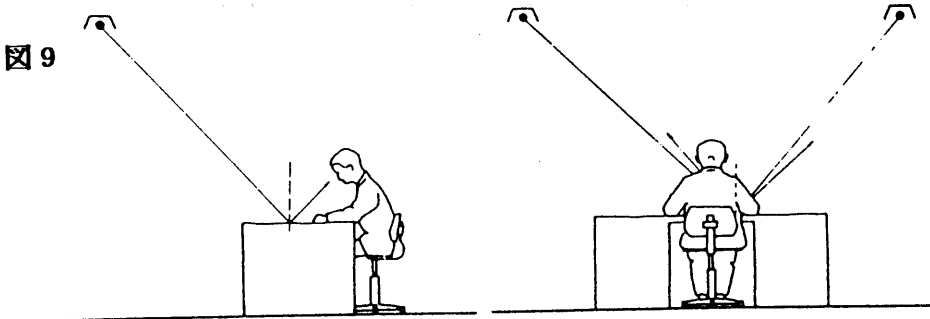


図 155. 反射によるグレアと対策
(左) 1灯による照明の配置が悪く、反射光が視線に入り、なおかつ直接グレアの恐れもある。
(右) 両側面に配置した2つの電源からの反射光は視線に入らない。このため、グレアは避けられる。

一月の新聞記事から

一・三 高知県足摺岬沖でキブ口入船籍の冷凍運搬船が沈没。一二人救助、一七人不明。

一・八 経企企画庁経済研究所が研究報告「働き過ぎと健康障害」で、週六〇時間、年間三二〇〇時間以上の長時間労働をしている日本の成人男性の六人に一人おり、過労死につながる危険を指摘。過労死の認定基準の緩和等を提言。

一・二〇 動燃は昨年一月二七日の東海村の再処理工場の作業員四人の被曝事故で、内一人の被曝量が年間被曝線量限度を超えていたと発表。

一・二〇 労働省婦人少年問題審議会婦人部会が男女雇用機会均等法定着のための中間報告をまとめ婦人少年問題審議会に提出。女性の時間外労働や深夜業からの保護規定の緩和も柱に。

一・二一 動燃の大洗工学センターで作業員一人が放射性物質で汚染。

一・二二 北海道釧路沖で漁船がパナマ船籍の貨物船と衝突、漁船の一人が死亡、三人が不明。

一・二四 動燃は昨年一月二月の東海村再処理工場の被ばく事故で、プルトリウム等放射線物質飛散防止のために作業手順見直しへ。

九二年三月勤務中に倒れ、脳血栓症で死亡した大分赤十字病院の看護婦の両親が、過労死として大分労基署に労災請求。

堺市の府道交差点で乗用車同士が衝突。一方の車の教諭二名が死傷。

一・一五 昨年十一月、深沢市の玩具工場の火災で、香港人経営者、中国人責任者ら四人を、中国広東省深人民検察院が国家安全生産法、消防条例違反で逮捕。

一・一七 茨木市の建設作業員派遣業社の事務所兼宿舍から出火、全焼。従業員一人が重傷。

一・一八 国立予防衛生研究所（東京都新宿区戸山）の実験差し止めを求め、住民一八〇人による国相手の民事訴訟で原告側は準備書面で、多数の発ガン物質を扱う予研職員が最近十年余に相次いでガンで死亡していると指摘。

一・一九 動燃は大洗工学センターで作業員が左手指を被ばくした事故の原因を、ゴム手袋が摩擦により損傷したためと発表。

一・二四 労働省は男女雇用機会均等法に基づく「指針」の改訂案を婦人少年問題審議会に諮問。同時に労基法での女子の保護規定を緩和、航空関係業務で深夜業を認める等の改訂案を諮問。

一・二七 ユニチカ宇治工場で三二年間レーヨン製造に従事した労働者に京都南労基署が業務上認定。

一・二八 香川県のコスモ石油坂出製油所で脱硫装置が爆発、炎上。従業員二人が全身やけどで重症。

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672